

岐阜市民病院給食業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

岐阜市は、岐阜市民病院における給食業務について、平成29年11月からニュークックチル方式に対応できる事業者の選定を行う。

この実施要領は、給食業務を委託する事業者をプロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものとする。

応募者は、この実施要領等の内容を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出するものとする。

なお、この実施要領と併せて配布する岐阜市民病院給食業務委託仕様書、その他の書類等を一体のものとし、これら全てを併せて、以下、「実施要領」という。

※留意事項

平成29年第1回岐阜市議会定例会において、本事業に係る平成29年度岐阜市民病院事業会計予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご了承願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっても、岐阜市においては、その損害について一切負担しません。

2 業務内容

(1) 委託業務名

岐阜市民病院給食業務委託

(2) 対象施設

- ① 名称 岐阜市民病院
- ② 所在地 岐阜市鹿島町7丁目1番地
- ③ 病床数 609床
- ④ 施設概要

ア 面積 延べ床面積 45, 495m²
うち厨房面積 約820m²

イ 構造 鉄構造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造

ウ 調理方式 ニューカックチル方式

エ 調理能力 最大2,000食/日

(3) 業務内容(仕様書のとおり)

(4) 遵守する事項

医療法等及び厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日付け衛食第85号別添)

(5) 履行期間

履行期間は平成29年11月1日から平成32年10月31日までとする。

(6) 委託費の上限(予定価格)

1,068,172,954円(消費税及び地方消費税を含む)

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと
- (3) 申請書提出期限の日から契約締結の日までの間に岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定に基づく資格停止を受けていない者
- (4) 岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第4条各号の規定に該当しない者
- (5) 財団法人医療関連サービスマーク振興会による病院給食業務にかかる医療関連サービスマーク認定業者又は医療法（昭和23年法律第205号）第15条の2に規定する厚生労働省令で定める基準に適合する者であること
- (6) 事業者の実績として、過去10年以内（平成18年1月1日から平成28年12月31日まで）に病床数300床以上の病院においてニュークックチル方式又はクックチル方式の給食業務及びベッドサイド配膳業務の受託実績があること
- (7) 統括責任者及び業務主任者として、過去10年以内（平成18年1月1日から平成28年12月31日まで）に病院においてニュークックチル方式又はクックチル方式の業務経験があり、統括責任者については5年以上、業務主任者については3年以上の300床以上の病院における給食業務経験がある管理栄養士又は調理師を配置できること
- (8) 病院における患者等の食事の提供の業務に2年以上の経験を有する管理栄養士を統括責任者及び業務主任者を除き、常時1人以上配置できること
- (9) 受託業務の遂行が困難になった場合の代行保障の契約がされていること

4 応募に関する留意事項

- (1) プロポーザル実施要領等の承諾

応募事業者は、参加表明書の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

- (2) 参加表明書等の必要書類は、岐阜市のホームページで入手すること。

- (3) 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

- (4) 著作権

応募事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、岐阜市に帰属するものとする。

- (5) 提出書類の取扱い

- ① 岐阜市が受理した提出書類については変更できないものとし、返却しない。
- ② 提出された企画提案書等は、特定を行う作業に必要な範囲において複製を

作成することがある。

③ 提出されたすべての企画提案書等（②の複製を含む。）は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

④ 岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）の規定による公開請求により公開する場合がある。

（6）資料の取扱い

提出書類作成に伴い岐阜市より受領した資料は、岐阜市の了解なく公表し、又は第三者に対してこれを使用させ、若しくは内容を提示することを禁止する。

（7）その他

① 岐阜市が提示する資料及び回答書は、実施要領等と一体のものとして、同一の効力を有するものとする。

② 実施要領等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合は、応募事業者に通知する。

5 事業者選定に係る日程

（1）募集の告示	平成29年1月18日（水）～2月15日（水）
（2）現地説明会	平成29年1月25日（水）
（3）質問受付	平成29年1月18日（水）～2月1日（水）
（4）質問回答	平成29年2月6日（月）
（5）参加表明書の提出期限	平成29年2月15日（水）
（6）参加資格審査の結果通知	平成29年2月20日（月）
（7）企画提案書の提出期限	平成29年3月1日（水）
（8）プレゼンテーション審査	平成29年3月14日（火）
（9）結果通知	平成29年3月23日（木）

※ 日程については、岐阜市の都合で変更する場合がある。

6 現地説明会

厨房内確認及び運用管理のための現場説明を行う。参加希望者は、現地説明会参加申込書（様式第7号）を電子メールにて提出すること。

現地説明会は希望事業者それぞれ個別に行い、日時等については参加申込書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。岐阜市からの日時の通知については、電子メール受領の確認を電子メールにより報告すること。

（1）実施予定日

平成29年1月25日（水）

実施時間、参加受入人数、説明方法等については別途連絡する。なお、病院運営上やむを得ず予定日を変更する場合がある。

（2）実施場所

厨房及び関連施設、病棟配膳室、エレベーターホール、各病棟等

（3）その他

① 撮影等は禁止する。

② 厨房内に入る予定の者は、白衣、帽子、履物等を着用することとし、1ヶ月以内の検便（細菌検査）の検査結果を提出すること。なお、白衣、帽子、

履物等は各自で用意すること。

- ③ 質問は質問票で行うこと。
- ④ 病院内においては、患者・面会者等の往来に配慮し、また病院業務の妨げとならないように注意すること。

7 質問及び回答

質問がある場合は、質問票（様式第6号）を提出すること。

(1) 質問方法

所定の質問票により、必ず電子メールにより提出すること。

電子メールアドレス byoin-sei@city.gifu.gifu.jp

(2) 質問票提出期限

平成29年2月1日（水）午後5時まで

(3) 質問の回答方法

質問票に記載されたメールアドレスに電子メールで回答するとともに、質問者を伏せた形でホームページに掲載する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

(4) 質問の回答日

平成29年2月6日（月）

8 参加表明書の提出

応募事業者は、次の要領により提出する。

(1) 提出期間

平成29年1月18日（水）から2月15日（水）までの午前9時から午後5時まで（ただし、午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

(2) 提出書類

- | | |
|---|----|
| ① 参加表明書（様式第1号） | 1部 |
| ② 誓約書（様式第2号） | 1部 |
| ③ 会社概要（パンフレット等任意様式） | 1部 |
| ④ 商業登記簿謄本（写し可）
・登記事項証明書（履歴事項全部証明書 申請日前3か月以内のもの） | 1部 |
| ⑤ 医療関連サービスマーク認定証の写し又は、医療法第15条の2に規定する基準に適合することを証する書類 | 1部 |
| ⑥ 参加資格確認書（様式第3号） | 1部 |
| ⑦ 参加資格確認書に記載した実績の契約書の写し | 1部 |

(3) 提出先

〒500-8513 岐阜市鹿島町7丁目1番地
岐阜市民病院 病院政策課

(4) 提出方法

直接持参、郵送（書留）又は宅配便とする。それ以外の方法による提出は認めない。ただし、郵送又は宅配便の場合は、平成29年2月15日（水）必着

とする。

9 参加資格審査

参加資格の確認審査を参加表明書に添付された書類により行う。この実施要領に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認し、参加資格確認結果を通知する。資格不備の場合は失格とする。

10 企画提案書等の提出

応募事業者は、審査に係る企画提案書類を次の要領により提出すること。

(1) 提出期間及び受付時間

① 提出期間

平成29年1月18日（水）から平成29年3月1日（水）まで
(ただし、土、日を除く。)

② 受付時間

午前9時から午後5時まで(ただし、午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

※ 参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を上記提出期限までに持参すること。

(2) 提出書類

① 企画提案書（様式第4号） 10部

② 見積書（様式第5号） 1部

その他添付書類（原則としてA4版の用紙を用いること。）

※ 企画提案書はCD-ROMに保存した電子データも1部提出すること。

(3) 提出場所

岐阜市鹿島町7丁目1番地
岐阜市民病院 病院政策課

(4) 提出方法

企画提案書等の必要書類等を上記提出場所まで持参すること。（郵送、電子メールでの提出は認めないので注意すること。）

11 企画提案書の内容及び様式

(1) 企画提案項目について

企画提案書の作成に当っては、仕様書を参照し下記項目の順序、構成で作成すること。また、企画提案書の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすいものとすること。

① 事業者、配置予定者の業務実績について

ア 配置予定の統括責任者の業務実績（過去10年以内（平成18年1月1日から平成28年12月31日まで）に、病床数300床以上の病院においてクリニック方式又はニュークックチル方式で病院給食業務での責任者としての業務実績）を記載すること。（公的病院の実績だけではなく民間病院での実績も認める。）（様式第4号-1）

イ 配置予定の管理栄養士及び調理師それぞれの業務実績（過去10年以内

(平成18年1月1日から平成28年12月31日まで)に、病床数300床以上の病院においてクックチル方式又はニュークックチル方式で病院給食業務の業務実績)を記載すること。(公的病院の実績だけではなく民間病院での実績も認める。) (様式第4号-1)

② 委託業務運営について

ア 病院給食に対する基本的な考え方及び病院との連携体制について(様式第4号-2)

イ 従事者の配置計画について(各部門の配置予定職種及び人数、役割分担、業務別のシフト表、統括責任者の業務及び権限、指揮命令系統の体系図、部署間の連携体制等) (様式第4号-3)

ウ 受託準備態勢について(引き継ぎ・移行計画、教育研修等) (様式第4号-4)

エ 従業員の教育・研修計画について(年間計画、内容及び対象者、重要視するポイント及び習熟度の評価等) (様式第4号-5)

③ 給食業務運用の実施方法

ア 食材ロスを減らした適切な食材管理について(様式第4号-6)

イ 患者の満足度を高めるための取り組みについて(様式第4号-7)

ウ チーム医療における給食の役割について(様式第4号-8)

④ 安全・危機管理体制

ア 患者からのクレームやインシデント発生時の対応と防止対策について(様式第4号-9)

イ 食中毒予防のための体制や対策について(様式第4号-10)

ウ 災害発生時の対応について(様式第4号-11)

⑤ 自由提案(おいしい食事を提供するための新調理システムの有効な運用方法、それに向けての取組その他の給食業務に係る有用な提案等) (様式第4号-12)

(2) 留意事項

① 企画提案書はA4版縦 横書き、左上1箇所綴じの印刷物とする。A4版以外での提出は認めないので注意すること。

② 企画提案書は指定の様式で提出すること。ただし、1項目につきA4版1枚の追加は認める。

③ 評価の公平性を保つため、企画提案書には、提案者を識別でき得る情報(社名、ロゴ、製品名等)を含んではならない。

④ 企画提案書は、1者につき1提案とする。

⑤ 企画提案書の①-(ア)、①-(イ)に記載した配置予定者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の実績を有する者であることについて岐阜市の了解を得なければならない。

1.2 審査の方法

(1) 審査委員会の設置

岐阜市が設置する「岐阜市民病院給食業務委託事業者選定審査委員会」(以

下「審査委員会」という。)で定めた評価基準に基づき審査を行う。

(2) 評価値について

評価値は、内容等に関する評価点(以下「内容点」という。)及び価格等に関する評価点(以下「価格点」という。)の合計値(最高値は180点)とする。

(3) 審査方法

① プレゼンテーション審査

応募資格要件を満たした応募事業者を対象にプレゼンテーション審査を実施し、プレゼンテーション内容を総合的に評価する。

ア プレゼンテーションは、1者につき15分間とし、その後10分程度の質疑応答を行なうものとする。説明は委託業務に直接携わる者(統括責任者、業務主任者)が行うこと。

イ プレゼンテーションの実施順序は、参加表明があった順番を採用する。

ウ プレゼンテーションは、提出済資料にて行うこととし、追加配布資料は認めない。また、提案者を識別でき得る情報(社名、ロゴ、製品名等)を含んではならない。

エ プレゼンテーションの実施にあたり使用する備品等は、すべて提案者で用意することとする。ただし、プロジェクター、スクリーン及びコンセント1箇所については、岐阜市民病院において用意する。

オ プレゼンテーションの実施時間、場所等の詳細については、後日文書にて通知する。

② 審査委員会による優先交渉者の選考

審査の結果より評価点を算出し、評価点が最も高い者を1者優先交渉者として特定する。ただし、審査により次点の者を交渉者とする場合がある。

(4) 審査の基準

① 内容点について

「岐阜市民病院給食業務委託」に係る評価項目一覧表(以下「評価項目一覧表」という。)に基づき、各評価項目の内容点を算出し、その合計を内容点とする。内容点の最高点は、140点とする。

〈評価項目一覧表〉

評価項目	評価事項	配点
① 事業者、配置予定者の業務実績	事業者の給食業務受託実績	5
	統括責任者の業務実績	5
	配置予定者の業務実績	5
② 委託業務運営	病院給食に関する基本的な考え方と病院との連携体制について	10
	従事者の配置計画	15

	受託準備態勢	5
	従業員の教育・研修計画	15
(3) 給食業務運用	食材管理	10
	満足度向上	15
	チーム医療	10
(4) 安全・危機管理	インシデント対策	10
	食中毒対策	10
	災害時対策	10
(5) 自由提案		15
合 計		140点

② 價格点について

価格点は見積金額から算出する。価格点の最高点は40点とする。

価格点の算出式は以下のとおりとする。

$$\text{価格点} = (\text{最安値見積金額} / \text{見積金額}) \times 40 \text{点}$$

1.3 審査結果の通知

審査結果は、後日参加者全員に文書にて通知する。ただし、各評価項目の点数及び評価値を算出するための計算式等は、公開しないものとする。また、結果に対する異議は、受け入れない。

1.4 事務局

〒 500-8513 岐阜市鹿島町7丁目1番地

岐阜市民病院 栄養管理室（担当：岸田、桑原）

病院政策課（担当：後藤）

電話番号 058-251-1101

電子メールアドレス byoin-sei@city.gifu.gifu.jp

15 その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 本業務の委託の相手方の決定については、特定された最優秀者を対象として市の内部手続きを経た上で決定されるもので、事業者の特定をもって提案者の企画内容全てを了承するものではなく、また、本業務を契約する相手方を決定するものではない。
- (3) 申請時において岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録していない場合は、契約締結後、2か月以内に申請を行わなければならない。
- (4) 企画提案者の失格について
次のいずれかに該当した者は失格とする。
 - ① 本件プロポーザルを公告した以後、審査委員会委員と本業務に関する接触を求めた者
 - ② 見積書（様式第5号）の期間委託料合計が、「2 業務内容（6）」に定める委託費の上限を超える者
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効とともに、虚偽の記載をした者に対して岐阜市競争入札参加資格停止措置要領に規定する資格停止措置を行うことがある。
- (6) 審査委員会において選定された業務実施候補者との契約締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。